令和７年度

流域下水道事業会計決算の概要

令和８年10月５日

土木部下水道推進課

目　　次

1.島根県流域下水道事業の概要 …… 1

2.島根県流域下水道事業会計決算の概要 …… 2

3.利益剰余金の処分 …… 4

4.資金不足比率 …… 4

１．島根県流域下水道事業の概要

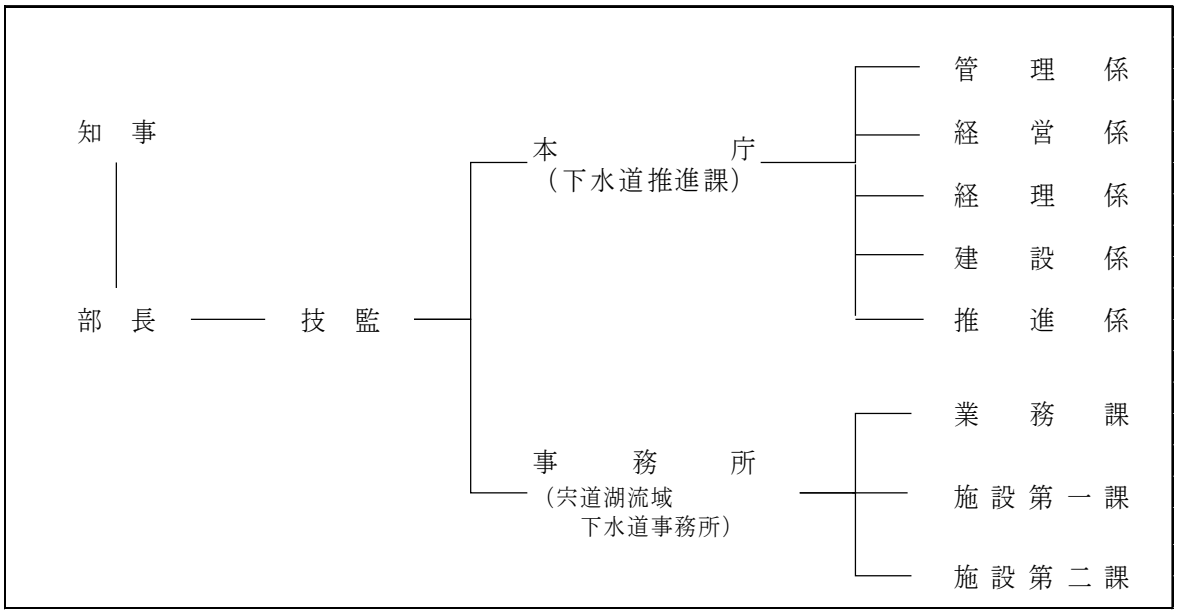
（１）事　　業

（令和８年３月31日現在）

名称		概　　要
宍道湖流域下水道	東部処理区	処理区域：松江市及び安来市の一部 整備面積：4,900.0ha 処理方法：凝集剤添加活性汚泥循環変法 ＋砂ろ過法による高度処理 排除方式：分流式
	西部処理区	処理区域：松江市及び出雲市の一部 整備面積：3,582.4ha 処理方法：標準活性汚泥法 排除方式：分流式

（２）組　　織

（令和８年３月31日現在）



（３）職員の配置状況　（流域下水道事業会計分のみ）

（令和８年３月31日現在）

（単位：人）

区　　分		令和７年度（R8.3.31）				令和６年度（R7.3.31）				増　　減			
		事務職	技術職	その他	計	事務職	技術職	その他	計	事務職	技術職	その他	計
本　　庁													
	管理職	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	管理係	2	0	1	3	2	0	1	3	0	0	0	0
	経営係	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
	経理係	2	0	1	3	2	0	1	3	0	0	0	0
	建設係	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0
	推進係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		6	3	2	11	6	3	2	11	0	0	0	0
事務所													
	管理職	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	業務課	3	0	2	5	3	0	2	5	0	0	0	0
	施設第一課	0	3	0	3	0	3	0	3	0	0	0	0
	施設第二課	0	4	0	4	0	3	0	3	0	1	0	1
計		3	8	2	13	3	7	2	12	0	1	0	1
合　　計		9	11	4	24	9	10	4	23	0	1	0	1

注記　管理係には管理担当（総括）課長補佐を含む。

※包括民間業務委託先事業所の職員数74名（東部浄化センター45名、西部浄化センター29名）

２．島根県流域下水道事業会計決算の概要

（１）令和７年度事業実績

１．東部処理区

処理水量　（単位：㎥）

年度	年間汚水処理能力 A	年間汚水処理量 B	施設利用率 B/A
Ｒ７ (a)	※26,280,000	19,357,885	73.7%
	日最大　72,000	日平均　53,035	
Ｒ６ (b)	※26,280,000	19,589,925	74.5%
	日最大　72,000	日平均　53,671	
(a)/(b)	－	98.8%	－

※年間汚水処理能力は日最大汚水処理水量に年間日数を乗じた水量

西部処理区も同様

２．西部処理区

処理水量　（単位：㎥）

年度	年間汚水処理能力 A	年間汚水処理量 B	施設利用率 B/A
Ｒ７ (a)	※13,140,000	9,992,781	76.0%
	日最大　36,000	日平均　27,377	
Ｒ６ (b)	※13,140,000	10,151,699	77.3%
	日最大　36,000	日平均　27,813	
(a)/(b)	－	98.4%	－

（２）収益的収支

・ 営業収益（維持管理費負担金収入）は、資本費の増により前年度比11,316千円の増

・ 営業費用は、委託料等の増加により前年度比219,108千円の増

・ 当期純損益は、前年度比101,417千円の減となり、40,657千円の純損失となった

（単位：千円）

	【 収 益 的 収 支 】	Ｒ７年度	Ｒ６年度	比較増減	備　考（対前年度対比）
1	営　業　収　益 (A)	1,989,647	1,978,331	11,316	
2	うち維持管理費負担金収入	1,989,647	1,978,331	11,316	二次処理費負担金△23,974、資本費負担金+35,291
3	営　業　費　用 (B)	4,553,919	4,334,812	219,108	委託料+225,261、工事請負費△27,001、減価償却費△5,137、資産減耗費+2,234等
4	営　業　収　支 (C) =(A)-(B)	△ 2,564,272	△ 2,356,481	△ 207,791	
5	営　業　外　収　益 (D)	2,607,846	2,494,459	113,387	長期前受金戻入益△4,171、他会計補助金△72、国庫補助金+75,000、その他営業外収益+39,768等
6	営　業　外　費　用 (E)	90,197	77,957	12,240	支払利息+5,391、雑支出+6,849
7	経　常　収　支 (F) = (C)+(D)-(E)	△ 46,623	60,021	△ 106,644	
8	特　別　利　益 (G)	5,966	738	5,228	消費税確定申告による還付（追加分）
9	**当　期　純　損　益 (H)=(F)+(G)**	**△ 40,657**	**60,759**	**△ 101,417**	

注記　決算書数値を千円単位に四捨五入しているため、内訳、増減と合計が一致しない場合がある。以下同様

（３）資本的収支

・ 資本的収入は、企業債の発行および国庫補助金等が増加し、前年度比114,740千円の増

・ 資本的支出は、建設改良費は増加したが、企業債償還金は減少し、前年度比226,562千円の増

・ 資本的収支不足額485,463千円は、損益勘定留保資金等により補てん

（単位：千円）

	【 資 本 的 収 支 】		Ｒ７年度	Ｒ６年度	比較増減	備　考（対前年度対比）
10	資　本　的　収　入	X	2,064,461	1,949,721	114,740	企業債+94,400、国庫補助金+57,260、 他会計補助金+17、建設費負担金△36,938
11	うち翌年度繰越額に係る財源充当額	Y	245,596	320,535	△ 74,939	
12	資　本　的　支　出	Z	2,304,327	2,077,766	226,562	建設改良費+231,367、 企業債償還金△4,806
13	**資 本 的 収 支 差　(X-Y)-Z**		**△ 485,463**	**△ 448,580**	**△ 36,883**	

（４）貸借対照表

・ 資産は、減価償却費及び除却損の額を上回る固定資産の取得額がなかったことにより、前年度比582,187千円の減

・ 負債は、固定負債と流動負債に含まれる企業債を合算した残高が61,055千円増加した一方、繰延収益に含まれる長期前受金を収益化したことにより繰延収益が934,434千円減少したため、合計では前年度比541,530千円の減

・ 資本は、令和７年度の当期純損失分40,657千円が減少し、3,654,782千円となった

（単位：千円）

	【 貸 借 対 照 表 】	期末	期首	比較増減	備　考（対前年度比）
14	固定資産	38,786,490	39,627,250	△ 840,759	建物+191,978、構築物△882,230、 機械及び装置+69,372等
15	うち建設仮勘定	345,049	540,835	△ 195,786	
16	流動資産	1,602,747	1,344,175	258,573	現金預金+269,657、未収金△11,085
17	うち現金預金	1,317,929	1,048,271	269,657	
18	**資産合計**	**40,389,237**	**40,971,424**	**△ 582,187**	
19	固定負債	6,526,655	6,485,035	41,620	企業債+37,729、引当金+3,892
20	流動負債	1,574,123	1,222,839	351,284	企業債+23,326、未払金+326,199等
21	繰延収益	28,633,678	29,568,112	△ 934,434	長期前受金△934,434
22	**負債合計**	**36,734,455**	**37,275,985**	**△ 541,530**	
23	資本金	1,061,526	1,061,526	0	
24	剰余金	2,593,256	2,633,913	△ 40,657	令和7年度当期純損失分40,657千円の減
25	**資本合計**	**3,654,782**	**3,695,439**	**△ 40,657**	
26	**負債・資本合計**	**40,389,237**	**40,971,424**	**△ 582,187**	

３．利益剰余金の処分

（単位：円）

区　　分	対象額	備　　考
１．利益剰余金処分対象額		
（１）前年度繰越利益剰余金　A	482,818,012	
（２）当　年　度　純　損　益　B	△ 40,657,374	
２．翌年度繰越利益剰余金　A+B	442,160,638	

・ 当年度純損益を加えた繰越利益剰余金は、令和８年度に繰り越す。

４．資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定に基づく島根県流域下水道事業会計の資金不足比率については、下記のとおりであり、資金不足は発生していない。

◆　資金不足比率　－ ％　（資金不足なし）

なお、資金不足比率が経営健全化基準である20％を超過すると、経営健全化計画の策定が必要となる。